

日本獣医師会産業動物臨床部会
産業動物・家畜共済委員会報告

産業動物診療獣医師の確保対策

(産業動物診療獣医師の養成と就業の推進対策等)

平成 19 年 5 月

社団法人 日本獣医師会

目 次

- 1 はじめに

- 2 産業動物診療獣医師の需給
 - (1) 畜産の現状と今後の動向
 - (2) 産業動物診療施設及び診療獣医師の現状
 - (3) 需要と供給

- 3 産業動物診療獣医師の養成
 - (1) 養成の現状
 - (2) 養成のための方策

- 4 産業動物診療獣医師の就業の推進
 - (1) 募集する側と応募する側の現状
 - (2) 就業の推進

- 5 家畜共済事業の運営
 - (1) 事業の現状
 - (2) 家畜診療所の現状

(3) 家畜共済制度における産業動物診療獣医師の収入の確保

6 産業動物診療獣医師の処遇の改善

(1) 処遇等の現状

(2) 処遇改善の方策

7 まとめ

(1) 産業動物診療獣医師の養成

(2) 産業動物診療獣医師の就業の推進

(3) 家畜共済事業の適正化

(4) 産業動物診療獣医師の処遇の改善

(5) 中小家畜動物臨床分野の整備・充実

8 さいごに

9 別添：産業動物・家畜共済委員会 中小家畜動物臨床小委員会報告

一産業動物診療獣医師の確保対策一

(産業動物診療獣医師の養成と就業の推進対策等)

1 はじめに

我が国の経済発展に伴い国民生活の質が向上するなかで、豊かな暮らしや健康的な生活への関心が高まるとともに、BSE、鳥インフルエンザ等の発生を契機として、食品の安全性に対する意識が一層高まってきており、同時に新興、再興の人と動物の共通感染症の脅威にも深い関心が寄せられている。

このような状況の中で、産業動物診療獣医師は適切な産業動物医療の提供を通じ、家畜の損耗防止等による生産性の向上、事前対応型の防疫・衛生管理体制の確立による経営の安定や衛生コストの適正化等を実現し、国際化に対応し得る畜産経営体の育成に資することが求められている。特に、畜産物の安全性確保のための HACCP 手法の適用等を図ることが必要とされ、産業動物診療獣医師に対しては、従来の個体診療から、農場単位での集団管理衛生技術等の提供、さらには農場段階への HACCP 手法の開発・普及等幅広い獣医療の提供が要請されるようになってきている。

さらに、平成 18 年からポジティブリスト制度が施行され、動物用医薬品については、より慎重な使用が求められ、産業動物診療獣医師の責務が重要となった。

また、口蹄疫、BSE、鳥インフルエンザ等家畜の伝染性疾病の海外からの侵入に備え、数度にわたる家畜伝染病予防法の一部改正がなされ、家畜伝染病の侵入防止対策の強化、大規模経営での家畜伝染病の発生時におけるまん延防止措置の強化等が図られたところであり、衛生的な飼養管理に関し家畜所有者が遵守すべき一般的な基準である「飼養衛生管理基準」が策定されるとともに、総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講じる必要があるとされた家畜伝染病（口蹄疫、BSE 及び高病原性鳥インフルエンザ）については、「特定家畜伝染病防疫指針」が策定され、初動防疫を含む対応の枠組みが示されている。

一方、産業動物医療の提供については、若手獣医師の新規参入の慢性的な不足による診療獣医師の高齢化、農業関係団体等における団塊世代の獣医師の定年による減少等の課題が生じており、品質及び安全面で優れ、価格競争力を有する畜産物を安定的に提供するためには、一層の獣医療提供体制の整備が必要となっている。

今後、家畜の飼養頭数の維持・拡大、個体能力の向上、集約的な畜産経営の進展等が見込まれる中で、産業動物医療の提供体制を整備するに当たっては、産業動物診療獣医師の確保が最も重要な課題であることから、委員会の検討においては「産業動物診療獣医師の確保対策」について、①産業動物診療獣医師の需給動向を把握したうえで、②産業動物診療獣医師の養成、③産業動物診療獣医師の就業の推進、④家畜共済事業の運営、⑤産業動物診療獣医師の処遇等を優先的な課題として協議し、取りまとめたのでその結果を報告する。

なお、豚、鶏等の中小家畜の対応については、肉牛、乳牛の診療と異なる独自の事情もあることから、独立した委員会を設置して協議すべきとの意見があり、中小家畜動物臨床小委員会を設置して、現状と問題点、今後の方向性等について協議したので、その内容も併せて報告する。

また、委員会では、農林水産省各関係部局の担当官から、①国における産業動物診療獣医師確保対策の現状、②家畜共済事業をめぐる事情、③ポジティブリスト制度の導入に伴う動物用医薬品の適正使用対策、④牛白血病の現状と課題についての説明を聴取した上で、委員会として対応を協議したことを申し添える。

2 産業動物診療獣医師の需給

(1) 畜産の現状と今後の動向

ア 畜産統計によると、乳牛、肉牛の1戸当りの飼養頭数は増加しているものの、飼養戸数が減少しているため、結果として牛の飼養頭数はやや減少傾向にある。また、1戸当りの頭数の増加により、獣医師の大型畜産農家への対応が迫られている。例えば、酪農形態の近代化に伴う乳量生産向上により、発生する疾病が変化しており、それに対応するための飼養管理を指導し、高度な獣医技術を提供する必要に迫られている。

イ 食の安全・安心に国民の期待が寄せられているが、中でも畜産物の安全性に対してはBSEの発生を契機に関心が高まっており、その対応における獣医師の指導力が問われるとともに、鳥インフルエンザ、SARS等家畜が関係する人と動物の共通感染症、新興・再興感染症の発生により、畜産従事者はもとより、国民の健康への配慮が求められており、この面においても獣医師の対応が期待されている。

(2) 産業動物診療施設及び診療獣医師の現状

ア 家畜共済の診療施設(家畜診療所)数は、昭和 60 年に 546 カ所であったが、統廃合によって減少しており、平成 16 年には 300 カ所となった。

イ 家畜診療所の獣医師は平成 7 年で 1,921 名であったが、平成 16 年現在 1,659 名となり、また高齢化が進んでいる。また、家畜共済の嘱託獣医師は、平成 16 年現在、97 団体で 311 名（組合等 68 団体 211 名、連合会 29 団体 100 名）であり、指定獣医師は 1,600 名である。

ウ 産業動物診療獣医師数は、公務員、農業共済団体、協同組合、開業等を含め 4,500 名程度（獣医師法第 22 条届出）で、平成 4 年から平成 14 年の 10 年間で約 2 割 1,000 名減少しているのに対し、小動物診療獣医師は、同じ 10 年間で約 5 割 3,000 名増加している。

エ 新卒獣医師の産業動物診療への就業は 70 名前後であり、卒業生の 1 割にも満たないが、小動物診療へは、卒業生の半数約 500 名が就業している。

活動分野別獣医師数及び乳牛・肉牛の頭数の推移

	昭和 57 年	平成 4 年	平成 14 年
届出者総数	25,548	28,525	30,723
獣医事に従事する者	23,568	25,077	26,730
公務員	10,183	9,431	9,402
産業動物診療	5,405	5,364	4,590
小動物診療	4,004	6,355	9,476
その他	3,976	3,927	3,262
獣医事に従事しない者	1,980	3,175	3,993
乳牛	2,103,000	2,082,000	1,726,000
肉牛	2,382,000	2,898,000	2,838,000
合計	4,485,000	4,980,000	4,564,000

(3) 需要と供給

ア 家畜共済の家畜診療所獣医師は、団塊の世代が一斉に定年を迎えるため、今後 10 年間で 400～500 名の退職が見込まれており、需給が逼迫すると予測される。地域によっては、すでに不足が深刻化しているが、採用が難し

く、当面は退職者の再雇用等で対応せざるを得ない状況もある。

イ 現在、産業動物診療においては、畜産経営の面から飼養管理技術の高度化、損害防止面の充実、また食の安全・安心の面から、養豚・養鶏等も含めて防疫・衛生管理の充実等が求められており、産業動物獣医師の役割はますます重要となっている。団塊の世代の一斉退職による欠員手当てが埋まらない中で新規就業の減少傾向が継続するとなると、今後 10 年間で深刻な獣医師不足が進むと予想される。

3 産業動物診療獣医師の養成

社会における畜産等の動物関連産業の今後の方向を適確に捉え、その要請に確実に応えるために十分な数の臨床獣医師を養成するためには、産学官の緊密な連携が必要である。人材育成のための効率のよいシステム作りは、教育機関である大学と地域社会の協力なくしては不可能である。獣医学系大学と産業動物臨床現場における教育、研修の現状を踏まえ、さらに安全・安心な畜産物の生産などの社会の要請に対応する獣医師の養成を実現する必要がある。

(1) 養成の現状

ア 獣医学系大学における産業動物臨床教育の問題点として第一に指摘されるのが、小動物臨床と基礎獣医学に偏重した教員の配置である。学生の小動物臨床志向を優先した結果、産業動物臨床に関する教育内容が手薄になってしまっており、今後の畜産振興等に寄与するために必要な産業動物臨床のレベルの向上と範囲の拡大に対処するには、現在の大学における獣医師養成の枠組みでは、次のような点について十分であるとはいえない。

(ア) 獣医学系大学において定年退職する産業動物臨床担当教員の増加により、教員数の減少に拍車がかかっている。

(イ) 従来の獣医内科学、外科学、臨床繁殖学等の固定した枠組みでの教育では十分ではない。また、畜産学、栄養学、食品衛生関係との連携教育が不十分であり、農業経済に立脚した産業としての畜産に対応するための教育が十分ではない。

(ウ) 臨床教育が小動物臨床分野に偏重している。また、地域の畜産・研究施設等との連携による現場教育・実習の機会が少ない。

イ 大学教育の基本方針は、学生の卒後の進路及び学生のニーズに影響を受け、さらに、財源確保を含めた大学運営が優先されることは理解できるが、現状において、大学は獣医学系学生に産業動物診療分野参入への動機付けを行うことができないばかりか、産業動物診療を志向する学生の意識を低下させているといわざるを得ない。

また、産業動物臨床に係る卒後教育は十分でなく、専門医制を含む生涯研修体制は未整備であり、現状を改善するために必要な大学と産業動物臨床団体との地域連携はほとんど図られていないのが実情である。また、近年、産学官連携が謳われているにもかかわらず、国及び自治体の畜産研究所、牧場等の施設と大学との連携も十分とはいえない。

一方では、現在の獣医学系大学において、産業動物臨床技術を身につけようとするならば、学生自身においても一層の努力、研鑽をする必要がある。

(2) 養成のための方策

ア 今後の産業動物臨床教育の改善・充実方策として大学に望むことは、第一に担当教員の充実と社会の要請に対応できる学問体系の構築にある。獣医学系大学においては、獣医学教育と畜産学、栄養学との連携をはかり、食品衛生もその範囲に含めた幅広い産業動物臨床教育を再構築することが必要である。また、実学としての獣医学において、実践的臨床教育の重要性がますます増してきており、畜産現場における教育活動の実践が獣医師育成の基本となるべきである。

また、大学の教育は地域産業等の周辺環境により異なるので、全国一律ではなく、個々の大学の状況に応じた改善が必要であると考え、いずれにしても、畜産物の安全・安心確保における獣医師の社会的役割の重要性を認識したうえで、今後、次のような点について改善への取組みがなされることを期待する。

(ア) 実践的な産業動物臨床教育が可能な教員を育成する。

(イ) 産業動物臨床を広義でとらえ、従来の外科学、内科学等にとらわれず、畜産学、栄養学、食品衛生学等広い範囲の学問と連携した学問体系とし、

経済的視野を有する産業に立脚した教育を導入する。

(ウ) 「食の安全と安心」の視点を備えて新しい問題に即応できる学生教育を行なう。

(エ) 臨床を重視した実践的な教育課程を取り入れる。

イ 大学教育については、地域産業及び畜産現場から支援する必要があるが、大学の立地条件を見ると産業動物の存在している地域に密着した教育がなされているところは極めて少ない。学生が常に種々の動物に触れることのできる環境を提供すること、教員の研究活動への協力体制を整備すること、現場の問題点と研究成果を紹介すること等により地域の畜産を身近に感じさせることは、学生の動機付けには重要である。

また、現場の産業動物臨床獣医師を講師に迎え、産業動物獣医師が食の安全・安心等を確保するために責任ある重要な使命を持ち、社会に多大な貢献をしていることを説明する機会を設けることが必要であり、次のような点が、学生の産業動物臨床への動機付けに有効である。

(ア) 学部教育の初期から、外部講師を招いて産業動物臨床の意義について教育し、産業動物と触れ合う機会を作る。

(イ) 地域の畜産研究所、牧場等の関連機関との連携を強化する。

(ウ) 産業動物臨床教員の専門分野と研究活動について学生に紹介する。

(エ) 現在の産業動物臨床現場における研究課題と研究実績を紹介する。

(オ) 学部臨床教育として畜産現場における学生実習・体験の機会を増やす。

ウ 一方、産業動物臨床と小動物臨床の大きな違いは、後者が動物の生命重視方針を採ることに対し、前者は徹底した生産のための合理性と安全性を求めることにある。生産性と安全性を並行して実現するためには、実践的な臨床技術に支えられた多くの経験と知識が必要となる。また、一般的な獣医学術の基礎の上に新しい専門的な技術を身に付ける必要があることから、その意欲をかき立てるシステムとして関係する学会等による産業動物

臨床認定専門医制の構築も必要である。現場の第一線で産業動物臨床に従事する獣医師の意欲を啓発し、成長を支援するため、次のような点に配慮する必要がある。

(ア) 産業動物臨床における必要科目（診断、治療、予防、家畜群管理、生産物安全管理等）を、臨床現場において1年程度研修する制度を確立する。

(イ) 卒後教育制度（通信教育）の充実を図るとともに、産業動物診療関係の専門医の認定制を確立する。

例：家畜群管理専門医（乳牛、肉牛、養豚、養鶏）、栄養管理専門医、繁殖管理専門医、疾病発生管理専門医等

(ウ) 研究活動に対する助成を推進する。

エ 産業動物臨床を地域で実践する獣医師の活動の核となる施設とその機能の充実が、質・量ともに高い技術者の育成とその維持に貢献する。現状において最も期待されるのは、大学と家畜共済関係団体の診療施設との連携である。学生の教育を目的とした大学は現在、独立法人化され真剣に地域産業に貢献することが求められており、畜産現場で活動する獣医師を養成するために地域の基幹診療所、家畜保健衛生所等が協力してサポート体制を強化することによって、お互いの長所を相乗的に活用した人材育成体制が構築される。

東北地区では、各県 NOSAI が協力連携した「臨床研修センター構想」について検討を進めてきており、平成18年度から岩手大学が農学部附属「動物医学食品安全教育研究センター」を設置して NOSAI と大学が連携した具体的活動を開始している。

4 産業動物診療獣医師の就業の推進

(1) 募集する側と応募する側の現状

ア 募集する側の現状

産業動物診療獣医師の採用については、結果的に中途退職者・定年退職者によって定員が補充される事例も多い。一方、週休2日制や当番医制に

よる休日確保（就業時間の短縮）のために定年退職者の再雇用の必要性も高まっている。

また、農家戸数や飼養頭数減少の中で、継続雇用を前提とした人員確保を行うため、獣医師には、臨床獣医師としての業務のみでなく、事務に係わる業務も兼任することが求められる。

イ 応募する側の現状

応募する側としては、一定の雇用条件の確保と継続的な採用が期待されるが、一方では産業動物臨床の実態、魅力についての認識が十分でないまま応募する傾向にある。教育現場と臨床現場のギャップから来る失望等から産業動物臨床を希望、定着する獣医師は減少する傾向にある。

（２）就業の推進

すでに一部の地域や団体に試みられているが、産業動物臨床を希望する獣医学生を一定期間現場で実習させる等の体験学習は、円滑な就業の推進に役立つものと評価される。

また、募集する側と応募する側の情報をデータベース化し、互いに広い範囲で照会できるシステムを構築することも、産業動物臨床分野への就業の推進に役立つと思われる。

5 家畜共済事業の運営

（１）事業の現状

ア 家畜共済事業においては、年間 330 億円以上の国庫負担が支出されており、農業共済事業の中でも第 1 位を占めている。

イ 家畜共済の掛金率は、過去の被害に応じて地域ごとに算定し、3 年に 1 度見直しが、また同時に病傷共済金の算定基礎である、診療点数も見直されることとなっているが、診療点数が上昇すると、掛金率が上昇し、農家負担・国庫負担の上昇につながる。よって、家畜共済制度における産業動物の診療費の水準には自ずと限界があり、診療点数もこれに拘束を受けざるを得ない側面を有する。

(2) 家畜診療所の現状

ア 家畜診療所の統廃合が進み、診療区域が広域化しており、往診時間が拡大している。効率の悪い診療所は、経営維持が困難となっている。また、家畜診療所の役割が従来に比べ多岐にわたり、社会的役割が高まっているのに、行政の支援があまりない。収入を伴わない業務が増加し、経営はますます困難となってきている。

イ 個体診療のみでなく、群を対象とした指導管理、損害防止等の業務が増加してきている一方、食の安全・安心の確保への対応として、防疫・衛生管理指導等の業務が増加している。

(3) 家畜共済制度における産業動物診療獣医師の収入の確保

ア 産業動物診療における診療費は自由に料金を設定できるが、現状では一般開業獣医師の診療費も共済診療点数にあわせた診療料金となっている。適正な診療費の水準がどうあるべきか、技術料等について他業種との比較等の視点も踏まえ分析し、その結果を今後の診療点数の見直しに反映するよう要請する必要がある。

イ 今後、家畜衛生コンサルタント的業務、予防衛生が増大する傾向にあることから、直接の診療以外の費用体系の確立が必要である。そのためには、指導料、予防費等を農家が支払ってもなお全般的な経営における収入増が見込めるといふ根拠を示すことが必要である。

ウ 地域行政が酪農・畜産についての方針を明確化し、早急に獣医療体制の整備について位置づけを行う必要がある。診療経営の効率が悪い地域で獣医療体制を維持するためには、公的セクターによる支援が不可欠である。これまで行政は生産者への支援は行ってきたが、産業動物診療獣医師には十分な対応がなされていない。

エ 現行の共済事業の整理や改革により予算の執行目的を絞り、現状に即した方向付け、節約等を行うことで、獣医師の待遇改善の資金を捻出することも考えられるが、特に家畜診療所等については、給与以外の待遇、例えば労働条件や研究・研修への支援について検討する必要がある。

6 産業動物診療獣医師の処遇の改善

(1) 処遇等の現状

ア 都道府県に勤務する公務員獣医師には固有の独自俸給表が無く、「行政職（一）」、「医療職（二）」等様々な俸給表が適用されている。医師資格を有し人の臨床に従事する公務員医師は、「医療職（一）」の俸給表が適応され、さらに多額の初任給調整手当が支給されている。

イ 一方、国の定める獣医師雇い上げ手当では、公務員獣医師の新規採用初年度の総収入から算出した一日当たりの金額を大きく下回っている。また、現行の給付額が適正であるか否かの検討は行われず、毎年、人事院勧告の増減比率を参考にして一律の改定が機械的に実施されているにすぎない。

(2) 処遇改善の方策

ア 獣医師の役割の重要性について、国民、消費者に理解してもらう必要がある。そのためには、機会あるごとに獣医師の社会貢献等について広く広報する。例えば、食の安全・安心について、消費者教育を行うことにより、国民の理解が得られれば、獣医師の処遇改善につながる。特に今後、産業動物診療獣医師の確保対策についての政策配慮が機能しない場合、地域及び職域においては産業動物診療獣医師の不足の深刻化が見込まれるところであり、獣医師需給対策としての処遇の改善を図ることが重要である。

イ 産業動物診療獣医師の職域を広げることを検討すべきである。食の安全・安心確保の面からも、現在、少数の民間、企業獣医師によって行われている鶏、豚の診療分野に進出すべきである。

ウ 畜産物の安全・安心の確保においては、畜産物生産現場（臨床現場）から、流通、消費段階までのボーダレス化が進んでおり、産業動物臨床獣医師はこれらの分野に総合的に関わるべきである。

エ 獣医療指導機関である地方行政を担う農林部門・公衆衛生部門の連携・交流を図ることも必要である。

オ 獣医師雇い上げ手当等抜本的な見直しのためには、人事院勧告に準

拠した見直しではなく、現行の手当てが適正なものであるか、小動物診療料金、医師の診療料金等と比較し、検討を行う必要がある。雇い上げ手当てが他業種との賃金水準の比較において適正な額になれば、産業動物獣医師全体の処遇改善につながることを期待される。

7 まとめ

(1) 産業動物診療獣医師の養成

国民の食の安全・安心に直接に関与・貢献する産業動物臨床獣医師の養成は、社会構造の変化に左右されることなく、国の責務として対処することが求められる。中でも大学における産業動物臨床獣医師の養成教育は重視されなければならない。各大学は、獣医師養成のための獣医学教育・研究の理念に基づき、地域的特性をいかし、新しい時代を担う産業動物臨床獣医師の養成に努める必要がある。日本獣医師会においては、獣医師の需要動向を把握し、獣医学教育の改善を引き続き文部科学省をはじめ、関係機関並びに直接各大学に要望する必要がある。

なお、獣医学系大学の産業動物臨床カリキュラムの実践においては各大学の目標を支援するため、家畜保健衛生所、家畜衛生、畜産関係研究機関、農業共済団体家畜診療所、個人診療所等が協力支援体制を構築する必要がある。

(2) 産業動物診療獣医師の就業の推進

産業動物診療獣医師は、わが国農林水産業部門の基幹産業に位置する畜産業において不可欠かつ重要な役割を担っている。

産業動物臨床への就業を希望する学生を支援するため、雇用する側と就業を希望する側の情報をデータベース化して共有化を図り、就業情報を一元的に扱う機関の設置が必要となる。

なお、雇用者においては、就業後数年間は臨床研修とともに関連業務の研修と実務を十分に訓練させ、新しい時代の要請に即した臨床獣医師像の育成に配慮する必要がある。また大学、家畜保健衛生所等による雇用者の支援対策が必要である。

(3) 家畜共済事業の適正化

家畜共済制度は、時代の変革とともに、診療所の整理統廃合・経営の合

理化等が進められ、現在に至っているが、診療所に勤務する獣医師の処遇への配慮や評価が不足しているのが現状である。一方、国は畜産物の自給率の向上を目標とした畜産振興対策の一環として、獣医療計画制度による獣医療提供体制の整備を図っているが、現実を直視すると、各県レベルでの獣医療体制の整備は困難な状況にある。

このような状況を踏まえ、日本獣医師会は農林水産省に対し以下の事項を要望する必要がある。

ア 共済診療所の統廃合・合理化に伴う診療地域の拡大による診療獣医師の負担の軽減のため、国の助成による適切な施策を推進すること。

イ 産業動物診療における適正な診療費の水準について、改めて技術料等について他業種との比較等の視点を踏まえ分析し、診療点数の抜本的に見直しを検討すること。

(4) 産業動物診療獣医師の処遇の改善

現在、産業動物の臨床現場は6年制移行後の獣医師が中心的・指導的役割を担うようになってきたが、これらの獣医師の処遇は同じ6年制教育を受けた医師の処遇と均衡を欠いているばかりか、小動物臨床分野に従事する獣医師に比較しても低い処遇にあると言わざるを得ない。

産業動物臨床獣医師の不足が深刻化する一方、新規卒業獣医師、若手獣医師の小動物臨床分野への就業の拡大傾向は続き、一部では「小動物臨床獣医師は過剰」という指摘もある。このような獣医師の就業分野ごとの需給のアンバランスを是正するために必要なことは、供給が不足している分野に就業する獣医師の処遇改善を図ることにある。

日本獣医師会は、関係する職域団体とも連携し、共済団体及び家畜衛生分野の公務員獣医師に対し、医療職（一）と同等の処遇水準の確保、獣医師雇上手当ての改善を目標に、日本獣医師政治連盟に働きかけるとともに、各地方獣医師会においても地方獣医師政治連盟を通じ国会議員及び地方議会議員に働きかける等積極的な運動を展開する必要がある。

(5) 中小家畜動物臨床分野の整備・充実

中小家畜動物臨床にかかわる課題については、本委員会の小委員会として別途「中小家畜動物臨床小委員会」を設置して協議の上、今後の対応の方向を中小家畜動物臨床の課題と対応（中小家畜臨床専門獣医師の育成と

臨床情報ネットワークの構築等)として取りまとめた(別添「中小家畜動物臨床小委員会報告」を参照)。

8 さ い ご に

産業動物診療獣医師の責任は重く、またその職務は過酷なものであるにも係らず、職責に対する社会的理解は進展せず、その処遇は十分とはいえない。

このような状況を打破し、産業動物診療獣医師が誇りを持って職務に従事でき、また、多くの若い獣医師が希望を持って産業動物診療分野に参入できる環境を整備するための特段の政策的配慮が望まれる。

一方、産業動物診療獣医師は、その責務を全うするために自己研鑽を欠かさず、卓抜した能力を身に着け、「日本の畜産を支える。」気概を持続しつつ日々の職務に当たることが自らの評価の向上と処遇の改善につながることを信じ、職務に精励しなければならない。

なお、本委員会においては、昨年、ポジティブリスト制度が施行されたことを受け、動物診療において要指示医薬品の適正処方及び指示、さらには流通、使用において責務を有する診療獣医師の果たす役割の重要性を踏まえ、「動物用医薬品指示書交付の手引き」を策定し、地方獣医師会を通じ関係する会員獣医師の技術手引書として、また、都道府県取締り当局をはじめ家畜共済事業の運営に当たる都道府県連合会に指導書とし配布したところである。当該手引書が有効に活用され、動物用医薬品の適正使用を通じ畜産物の安全性の確保に資することを期待する。

産業動物臨床部会 産業動物・家畜共済委員会

- | | | |
|------|--------|------------------------------------|
| 委員長 | 近藤 信雄 | 社団法人 日本獣医師会理事
(産業動物臨床部会長) |
| 副委員長 | 横尾 彰 | 社団法人 日本獣医師会理事
(産業動物臨床副部会長) |
| | 麻生 哲 | 社団法人 日本獣医師会理事
(社団法人 大分県獣医師会会長) |
| | 穴見 盛雄 | 社団法人 熊本県獣医師会会長 |
| | 稲庭 政則 | 社団法人 群馬県獣医師会会長 |
| | 小比類巻志朗 | 社団法人 青森県獣医師会会員
(小比類巻家畜診療サービス会長) |
| | 酒井 淳一 | 山形県農業共済組合連合会第二事業部部長 |
| | 清水 清 | 社団法人 愛知県獣医師会会員
(清水獣医科医院院長) |
| | 種村 高一 | 社団法人 茨城県獣医師会会員
(種村獣医科医院院長) |
| | 中野 進 | 兵庫県農業共済組合連合会専務理事 |
| | 那須 正信 | 社団法人 愛媛県獣医師会理事 |
| | 濱名 張彦 | 社団法人 北海道獣医師会理事 |
| | 三野 營治郎 | 社団法人 三重県獣医師会会長 |